

| | | | | | | | | | | |
|--------|-------------------------------------|--|-----|-------|----|------|---------|------------------|--|--|
| 施策 | 25 | 共に歩む社会づくりの推進 | | | | 政策 | 2 | 地育力によるこころ豊かな人づくり | | |
| 施策主管課 | 男女共同参画課 | | 課長名 | 土屋 美那 | 内線 | 5450 | 政策担当部長名 | 教育次長 三浦伸一 | | |
| 施策関係課名 | 生涯学習・スポーツ課、公民館、子育て支援課、学校教育課、市民課、福祉課 | | | | | | | | | |
| 重点施策 | 関連計画 | 第5次飯田市男女共同参画計画“ともに進める21いいだプラン” 飯田市多文化共生社会推進計画 | | | | | | | | |

1 施策の目的

| | | |
|----|----|--------------|
| 目的 | 対象 | 市民 外国人住民 |
| | 意図 | 互いに認め合い尊重される |

2 現状把握

(1) 対象指標、成果指標の状況

| 対象指標 | | 単位 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
|--------------------------|--------------------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|-------------|-----------|
| ① | 住民人口 | 人 | 105,335 | 104,728 | 103,947 | 103,105 | 102,446 | 101,763 | 100,957 | | |
| | 外国人住民登録の数 | 人 | 2,504 | 2,440 | 2,243 | 2,073 | 2,068 | 2,051 | 2,132 | | |
| 成果指標 | | 単位 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 実績値 28年度 | 目標値 28年度 | 指標の 傾向 |
| ※成果指標の設定の考え方は別ワークシートにて整理 | | | | | | | | | | | |
| ① | 日常生活の中で人権を尊重して行動している人の割合 | % | 43.4 | 47.6 | 46.1 | 44.6 | 43.7 | 41.7 | 46.8 | 50.0 | △ |
| | 日常生活の中で人権尊重意識を持っている人の割合 | % | 92.6 | 93.1 | 92.1 | 91.9 | 92.1 | 92.4 | 92.7 | 95.0 | ○ |

(2) 成果向上に向けての役割分担

| 主体 | 役割分担 | ムトス指標と把握方法と単位 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 実績値 28年度 | 目標値 28年度 | 指標の 傾向 |
|-----|----------|--|--|-------|---|-------|-------------|-------------|-----------|
| 行政 | 市(国・県)学校 | ・人権教育及び人権啓発に関する施策の策定と実施(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律) ・男女が共に支え合い、家庭、学校、職場、地域などあらゆる分野へ参画できる機会の均等を図る。 ・国籍、性別、文化、心身の状況等の違いにとらわれない、公平なサービスを提供する。 ・人権尊重意識向上のため学校で人権教育、多文化共生生活活動を行う。 | ① 460 | 452 | 462 | 406 | 404 | 500 | △ |
| | | | ② 28.9 | 27.9 | 27.2 | 27.2 | 26.9 | 30 | ○ |
| | | | ③ 2,368 | 2,578 | 2,933 | 2,525 | 3,116 | 2,200 | ○ |
| 主体 | 役割分担 | ムトス指標と把握方法と単位 | 役割発揮の特記事項(後期5箇年) | | | | | | |
| 市民等 | 個人 | ・身の回りの差別に気づき、それをなくすこと。 ・自ら積極的に社会のあらゆる分野へ参画すること。(飯田市男女共同参画推進条例第5条) | ①人権教育に関する講座、事業等への参加者数 | | ・飯田国際交流推進協会、飯田市女性団体連絡協議会、飯田市連合婦人会、飯田消費者の会など関係団体が行政と情報や課題を共有し、協働して課題解決等に向けての事業の実施に中心的役割を担っている。 ・学校や公民館等における人権学習により、人権尊重意識は高い水準を保っている。 | | | | |
| | 事業者 | ・男女が共同して事業活動に参画することができる職場環境の整備。(飯田市男女共同参画推進条例第6条) ・国籍、性別、文化、心身の状況等の違いにとらわれない、雇用の場の提供に努める。 | ①企業の管理職に占める女性の割合 ②人権擁護委員への相談のうち、事業所(雇用)に関するものの数 ③従業員・職員の育児・介護休業等の取得率 | | ・飯田市男女共同参画推進事業者等表彰要綱により表彰された事業者、市民団体やワークライフバランス実践モデル事業所等が、女性の能力活用、仕事と生活の両立支援及び男女が共同して参加できる環境づくり等を積極的に進めている。 | | | | |
| | 各種団体 | ・地域における慣習等の見直し、多文化・他地域・多世代の市民との交流と理解をするための取組を行う。 | ①人権教育に関する講座、事業の開催数 ②地域協議会、まちづくり委員会委員に占める女性委員の割合 | | ・地方自治法202条の5に基づく地域協議会委員の改選に際して、各地区において女性の参画を促し、女性委員が占める割合が前期末を2.4ポイント上回る32.2%に向上した。 | | | | |

| 役割の発揮状況 | | |
|---------|-----------------------------|---|
| 後期（5箇年） | 行政として多様な主体に対する協働の働きかけの取組と成果 | ・飯田国際交流推進協会、飯田市女性団体連絡会、飯田市連合婦人会などの関係団体と行政が情報や課題を共有して、課題解決に向けて、市民のつどいや国際交流のタベなどの男女共同参画や多文化共生につながる事業を、実行委員会を組織して市民主体で行っており、こうした取り組みにより市民の人権尊重意識は高い水準を保っている。 |
| | 多様な主体の協働を推進していくための課題 | ・地域の多様な主体による社会活動において、男女共同参画を更に推進するため、ワークライフバランスの推進や子育て支援・介護支援の充実など、男女がともに働きやすい環境整備を、引き続き進めていく必要がある。 ・多文化共生社会推進のため、多文化共生社会や国際交流の意義などを、共に考え共に活動する市民が拡大していく必要がある。 |

| 3 施策を取り巻く状況変化・有識者等の意見 | | |
|---|--|--|
| この施策に対して有識者等（議会、市民、関係者・団体等を含む。）からどんな意見や要望が寄せられているか。 | ○いじめ、差別等の人権侵害が無くならないが、「相手に対する思いやりの心」を育てることが基本であり、そのための人権教育の充実や目に見える形でのPRが重要である。（人権尊重推進審議委員） ○多文化共生社会推進のため、飯田国際交流推進協会から飯田市及び南信州広域連合に対して、『小さな世界都市』の実現に向けた提言書が提出された。（平成27年2月） ○目指す都市像である『小さな世界都市の実現』のために、その基礎となる人口維持に向けて、外国人住民や他地域からの移住者・交流来訪者との融合、男女・年齢差等から生じるギャップの調和による、多文化共生社会づくりが重要となる。（国際交流推進協会） ○地域をはじめとした多様な社会活動での男女共同参画を進めるためには、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進など、労働環境の改善が重要である。（男女共同参画推進委員） ○地域自治組織の中における女性の参画という意識が低いように感じる。（基本構想基本計画推進委員） | |
| 施策を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか。 | ○国は、「2020年までに、社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合を30%とする」という目標を掲げ、女性の活躍を推進している。 ○女性の活躍推進を目的に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成27年8月に成立し、「市町村推進計画」を策定するよう努めることが位置づけられた。 ○国は、「第5次出入国管理基本計画（平成27年9月策定）」の中で、我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れることを基本方針に位置付けている。 ○外国人住民の数は、平成15年をピークに減少が続いていたが、平成25年からは下げ止まっており、国の出入国管理基本計画の基本方針を考慮すると、今後は、増加に転ずる可能性もある。なお、永住者・定住者は8割程度であり、今後さらに地域社会への参画が求められている。 | |

| 4 評価結果（後期5箇年） | | |
|---|--|--|
| (1) 実施した事務事業の評価（取組みの状況評価） | (2) 施策全体の評価（外部要因も含めた総合的な評価） | |
| <input type="checkbox"/> 計画どおり取り組めた <input checked="" type="checkbox"/> おおむね計画どおり <input type="checkbox"/> あまり取り組めなかった <input type="checkbox"/> 達成できなかった | <input type="checkbox"/> 進んだ <input checked="" type="checkbox"/> ある程度進んだ <input type="checkbox"/> あまり進まなかった <input type="checkbox"/> 進まなかった | |

| 5 後期5箇年の取組評価（主に取り組んできた事項とその成果・成果が得られた要因） | | |
|---|--|--|
| 【評価結果の理由】 ○日常生活の中で人権尊重意識を持っている人の割合は、90%を超える高い水準を保っている。目標値には届いていないものの、学校教育をはじめとする人権等の教育時間が増加しており、人権意識を持っている人の割合は高水準で推移していることから、「ある程度進んだ」との評価とした。 | | |
| 【事務事業群テーマ別の評価】 ＜人権意識の啓発＞ ○様々な機会を捉えての広報、啓発及び学校での道徳をはじめ全教育活動を通して行う人権教育、公民館等での講座により人権尊重意識向上のための取り組みを行った。 ○第5次男女共同参画計画に基づき、各種審議会委員及び地域自治組織への女性の参画促進、市民のつどいでの推進事業者等の表彰、仕事と生活の両立支援に向けた啓発などに取り組んだ。 ○多文化共生社会推進計画に基づき、相談窓口の開設、多言語による情報の提供、就学・学習支援等や、国際交流のタベ、多文化共生を考えるつどいなど交流の場・相互理解の場を提供した。 ○市公民館では、文化庁の委嘱事業として日本語を母語としない住民を対象とした「わいわいサロン」を29回実施し、延べ332人が受講した。また、日本語教室の活動や外国人住民の実情などを広く市民が共有することを目的とした「日本語シンポジウム」を開催し、150人が参加した。 ○戦争の体験談を後世に残し、平和学習を通じて人権啓発に資するため、映像化（DVD作成）の取り組みを実施した。 ○こうした取り組みにより人権意識は高い水準で推移している。 | | |
| ＜人権侵害への対応＞ ○人権侵害への対応のため、人権、男女、多文化、犯罪被害者等の相談窓口を設置している。 ○女性相談事業、女性のための法律相談事業や女性保護受託事業等に取り組む、女性を取り巻く様々な課題に対応した。 ○高度情報化の進展により、インターネットやスマートフォン利用による人権侵害など、複雑・多様化してきており、こうした状況に対応するため、児童・生徒や保護者を対象とした人権教育を実施した。 ○こうした取り組みにより、人権侵害への対応の効果が上がっていると思われる。 | | |

| 6 上記の取り巻く状況の変化等を踏まえ、かつ、リニア時代を見据えた上での課題・その課題に取り組む際の方向性（有効策） | | |
|---|--|--|
| ＜人権意識の啓発＞ ○リニア開通後は、都市部や海外との時間距離が大幅に短縮され、人の交流がより活発になることが予測されるが、その時に「外国人住民を含めた市民が、互いに認め合い尊重される地域の実現」が、当地域の大きな魅力となる。そのため、人権意識の啓発に引き続き取り組んでいく。 ○少子化、高齢化による人口減少が続く中で、女性の活躍が求められている。家庭、地域、職場における慣習やしきたりの見直しに取り組むとともに、ワークライフバランスの推進、子育てや介護支援の充実などの環境整備を引き続き進めていく。 ○飯田市多文化共生社会推進基本方針及び計画に基づき多文化理解を進め、「小さな世界都市」の実現に向け外国人住民との共生の土壌を醸成する。 | | |
| ＜人権侵害への対応＞ ○高度情報化の進展や都市部との時間距離の短縮により、複雑・多様化した人権侵害が心配される。こうした人権侵害に対応する相談窓口を、引き続き開設し、被害者支援と防止に向けた対策を講じる。 ○審議会等への女性の参画を進めるため、所管部署や地域自治組織への継続的な働きかけを行う。 | | |